

ニ預ルヲ云フ、而シテ二合ト云フコトハ、公卿給ニモアリテ、親王給ハ目分一人、史生分一人ナルヲ併合シテ掾分一人トスルガ如シ、公卿給ノ中ニテ、大臣ハ隔年ニ二合、納言ハ四年ニ一度二合、五節ヲ獻ゼシ明年ハ巡ヲ待タズシテ二合、參議ハ五節ヲ獻ゼシ明年ノミ二合ナリ、又合爵ト云フ事アリ、合冠トモ云フ、内官一人、外官三分一人、二分二人等ノ未給ヲ返上シテ、從五位下一人ヲ賜ハルヲ云フ、而シテ年爵ニハ未給ト云フ事ナシ、是官職ハ其闕ナキ時ハ任ズルコトヲ得ズ、故ニ當年ニ給セザル事モアレド、位階ハ額數ナケレバ、毎年ニ給スルコトヲ得ベケレバナリ、年爵ニハ又加階アリ、從五位下以上ノ人ノ更ニ位階ヲ進ムルヲ云フ、後ニハ人給^{ヒトタマヒ}院^ニ官^ノ給^ハリタルヲ以テ二位三位ニ昇ル者アリ、又臨時給ト云フハ、任官ニモ敍位ニモアリテ、年官年爵ノ外ニ臨時ニ賜ハルヲ云フ、又式部卿ニ一分召ノ時ニ一分一人ヲ賜フ、是亦年官ノ類ナリ、政治部除目篇參照スベシ、要スルニ、古ハ官ニ季祿、公廩等ノ俸アルノミナラズ、位ニモ位田、位祿等ノ給アリ、是レ年官年爵ノ起ル所以ナリ、然ルニ後世ニ至リテハ位ニ俸ナキノミナラズ、官ニモ亦賜フ所ナシ、是ニ於テ年官年爵並ニ徒設ノ具ト爲レリ、

名稱

又國守ヲ賜フ事アリ、亦年官ノ類ナリ、事ハ賜國篇ニ詳ナレバ、宜シク就テ見ルベシ、

〔空穂物語 樓の上下之一〕さるべき所を思ひめぐらし侍に、こゝはいとさわがしく、かんのおとゝの京極を、さるべきさまにまかりゐでつくらせん、このころ伊賀の守じするを、みやうねんの院の御たうばりを、ことし申させ給へと、女御どの、御をんぞきこえさせ給て、さるべきやどもは、ひと、せつくらせて侍り、

〔蜻蛉日記 中〕五日○天祿元年八月の日は司召○藤原兼家とて、大將になる○藤原いとまさりていともめでたし、それより後ぞすこし○藤原まばくみえたる、此大嘗會に院○藤原の御たうばり申さん○藤原をさなき人○藤原道綱○藤原に